

占冠村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

占冠村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組・今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、本村が定める「占冠村立学校における働き方改革アクション・プラン」の基本方針である、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行いことができるようになること」を実現するため、アクション・プランに加え、本計画を策定し、毎年の実施状況を公表し、総合教育会議に報告し、首長部局との連携を図りながら、取組を進めるものとする。

(2) 本村の現状

◇ 本村では、令和6年6月に村立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「占冠村立学校における働き方改革アクション・プラン」を定め、その中で教育職員の在校等時間の管理及びその時間縮減に取り組んできた。

◇ こうした取組の結果、令和6年度本村における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校時間等の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校・前期	月15.5時間	3.57%	0%
中学校・後期	月50.5時間	20.83%	2.08%

◇ 時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小学校・前期課程で3.57%、中学校・後期課程では20.83%となっており、人数は少ないが、引き続き、ICTの活用による校務効率化、働き方改革の意識を高める取り組みの推進を図り、教育職員の業務に教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

◇ これらを踏まえ、公立の義務養育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

◇ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を小学校・前期課程を10時間、中学校・後期課程を20時間程度にする。

(2) ワークバランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする。(16日)
- ・ ワーク・ライフ・バランス推進強化期間を年2回以上設定する。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%にする。(3.7%)
- ・ 教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ 国においては、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることから、本村においても計画期間を3年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◇ 本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

i 学校以外が担うべき業務

◎ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 地域ボランティア等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◎ 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 本村の実情を考慮し、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

- ◎ 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
 - ・ 給食費等の学校徴収金について、事務手続きの精査を進め、早期の公会計化に努める。
- ◎ 地域ボランティアとの連絡調整（「3分類」④関係）
 - ・ 地域ボランティアとの連絡調整は、教育委員会、地域学校協働活動コーディネーターが業務を担い、学校と連携する。

ii 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◎ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・ 令和7年度に設置された共同学校事務室を維持する。
- ◎ 体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・ 教員は、授業等に付随して行う日常点検を担い、管理業務は、教職員以外の業務として、地域団体等が担う。
- ◎ 児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）（「3分類」⑩関係）
 - ・ 児童生徒の休み時間における対応は、特に放課後を中心に地域ボランティアによる対応の拡充を進める。
- ◎ 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・ 令和8年度中に部活動の地域展開を実現させ、令和9年度中に部活動指導員の配置拡充を進める。

iii 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◎ 業務準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・ 校務支援システムの機能や業務支援スタッフ等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◎ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
 - ・ 学校行事は、教育的効果を吟味し、内容や規模の精選を行い、準備等については、地域との協働を促進する。
- ◎ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）
 - ・ スクールカウンセラー等の専門的な知見を活用しながら、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・ 特別支援教育協議会において、特別な支援に関する研修を少なくとも年1回実施し、関係機関との連携支援体制を構築する。
 - ・ 特別支援教育支援員、学習支援員等の人材を確保し、学校への派遣を維持、拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
特に、標準事業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、校務を効率化し、「G I G Aスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を80%にする。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和9年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月15回以上設定するよう推進し、長期休業時等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・ 早出遅出出勤制度、テレワークの導入について、令和8年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度村HPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。

- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関と共に取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に、向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各町内会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について、協力を得られるように取り組む。